



用  
利  
率

十一

十二  
後の利子 第二期以

十六十五十四十三  
拏込場所 償還金額 期限

平成三十九年五月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成二十九年五月十五日

每年五月十五日及び十一月十  
 日を支払期とし、各支払期に  
 いて、その日以前六月間に属  
 る利子として、次の算式によ  
 算出した金額を支払う。  
 領面金額 ×  $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$   
 $\frac{\text{第十号に規定する第二期}}{\text{以後の利子の適用利率}} \times \frac{1}{2}$

## 中途換金の取扱い

年五月十五日以後において行う中途換金の買取りは、平成三十一年五月十五日以後に計算された金額は、買取金額は、算式次に区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成三十年十一月十五日前まで額面金額 + 経過利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

(二) 平成三十年十一月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

## 十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律规定第三条の第二十一条による改特別障害者扶

(二) (一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭（人が養  
 前額面の金額一経過利子に相当する金額）  
 平成二十九年十一月十五日

前額面の金額一経過利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する金額

まかとぞ金とけ五有た害八助る當定二和特が、信  
 すれ額が國日すとが号法。該都百二別、死託  
 るのはで債前き發行に生によ和二年法契  
 。算、きので者に生はしよ、當該區域若つ條律、居  
 式次る中あがはしよ、當該救十にしては十  
 にのも途つ、當該當救十におくは、九  
 よ区の換て平該個該助二年いは、當該市又  
 り分と金も成個該災の年は、當該市又  
 算にしを、三人災の年は、當該市又  
 出応、請當十向害行法て總當該市又  
 しじそ求該年けにわ律、當該區域若つ條律、居  
 た、のす個五國かれ第災害百害と  
 金そ買る人月債かる百害と

十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行